

FP Topics = 傷病手当金の受給について = 2025年3月号

= One's impressions =

めっきり春らしさが増してきた今日この頃ですが、いかがお過ごしでしょうか？急な気温の変化に体調管理が大変な時期でもあります。体調管理には十分お気を付けください。今月は、体調を崩してしまい、仕事を欠勤してしまった場合等に利用できる、傷病手当金制度について解説してみたいと思います。

傷病手当金の受給要件として、大前提は社会保険（健康保険）に加入していることです。社会保険とは、企業勤めの会社員や公務員、条件を満たす短時間労働者（アルバイト・パートなど）が加入する保険です。個人事業主や年金受給者が加入する国民健康保険に傷病手当金という概念はありません。国民健康保険には扶養という概念もありませんので、扶養家族が増えるごとに保険料の負担も増加します。

社会保険は扶養家族が増えても、負担する保険料は変わりません。また、傷病手当金等の手当や障害厚生年金・遺族厚生年金・老齢厚生年金も手厚くなります。扶養を外れることで社会保険に加入することが、キャッシュフロー的（家計）に不利だとは一概に言えないと考えています。

= 傷病手当金の支給要件 =

傷病手当金は、次の4つの条件を全て満たす必要があります。

1. 業務外の事由による病気やケガの療養であること
2. 仕事に就くことができないこと
3. 【待機期間】 3日連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があること
4. 休業した期間について給与の支給がないこと

※各要件には詳細な規定がありますので、確認が必要です。

【表3. 待機期間の考え方】

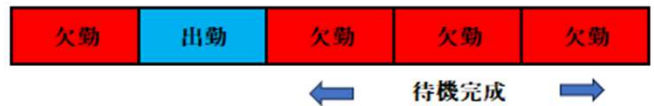
① 3日間連続して欠勤した場合



② 公休日・有給休暇を含め3日間連続して仕事を欠勤した場合



③ 出勤日を挟み、その後3日間連続して欠勤した場合



④ 3日間連続して仕事を欠勤していない場合



= 支給額と支給期間 =

支給額の算出方法は、支給開始日以前の期間が12カ月の被保険者期間があるか否かで異なります。その他、組合により独自ルール等の差異があるようですので注意が必要です。

(1) 1日当たりの支給額

$$\text{※ 報酬月額} \div 30 \text{日} \times 2/3$$

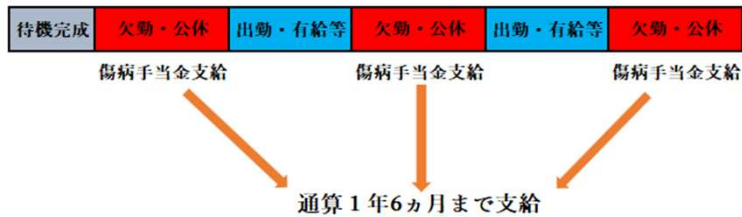
※支給開始日以前の12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額
⇒ただし、支給開始日以前の被保険者期間が12ヵ月に満たない場合は一定の額となる。

(2) 支給期間

支給期間は、3日間の待機期間が完成した後、支給開始日から実際に支給された期間を通算して1年6ヵ月を限度とする。（一時的に就労した期間や有給休暇を取得した期間を含まない）

【支給期間の考え方】

支給期間は、3日間の待機期間が完成した後、支給開始日から実際に支給された期間を通算して1年6ヵ月を限度とする。



この支給期間には、一時的に就労した期間や有給休暇を取得した期間を含みません。また、同一の病気やケガが再発した場合、再度待機期間を完成させる必要はありませんが、支給期間はリセットされませんので、その点は注意が必要です。

= 支給が停止（調整）される場合 =

次の(1)～(5)に該当する場合、傷病手当金の金額が調整されます。傷病手当金を受給した後、(1)～(4)に該当することが判明した場合については、保険者より過払い相当分の返還を求められます。

1. 給与の支払いがあった場合
2. 障害厚生年金または障害手当を受給している場合
3. 被保険者資格を喪失した後、老齢退職年金を受給している場合
4. 労災保険から給付を受けていた（いる）場合
5. 傷病手当金と出産手当金を同時に受給できる場合

※ 1～5にも詳細な規定がありますので、確認が必要です。

長い人生何がおこるかわかりません。使えるものは何でも使いたいものです！今回紹介した“傷病手当金”も社会保険に加入している方なら受給できる制度です。しっかり認識していただきたいと思います。社会保険制度を理解することにより、保険加入の無駄を排除することもできそうです。

健康保険被保険者証



～今月の山便り～

日ごとに日差しが暖かく感じられるようになり、ようやく桜もほころび始めました。おかげさまで、私自身の体調もかなり良くなってきています。山歩きができなくなって2年以上経過しているかもしれませんが、そろそろ思い切ってリハビリ登山を始めてみることにしました。

越してきたこの柏原市は、生駒山地から連なる山々に隣接しており、簡単な山歩きには最適な環境にあります。家からすぐ裏山に入ることができるのです。集落を歩いて10分ほどのところに、なかなか雰囲気のある“鐸比古鐸比賣神社”（ぬでひこぬでひめ）という神社があります。

その神社の境内を通って山に入っていきます。ハイキングコースがしっかり整備されていて、歩き易くて助かります。やはり身体は山歩きの感覚を覚えているようです。3月の終わりごろには、水仙（写真）が見頃を迎えました。この山“高尾山”（標高278m）には水仙が群生しており、柏原水仙郷として親しまれています。水仙郷のお世話をして下さる団体があり、とても熱心に活動されているようです。

水仙はかなり大規模に群生しており、満開の時期は圧巻です。今年は開花がかなり遅かったようですが、桜との共演とはいかなかったようです。高尾山一带は桜山でもありますので、桜の景観も見事なようです。次月号では、満開の様子も紹介したいと思います。

この山域は古墳時代から奈良時代の古墳が点在しており“大県遺跡”と称するようです。渡来系鍛冶技術集団の集落遺跡ということです。石室が山の斜面に露出している遺跡もあり、興味津々です！

